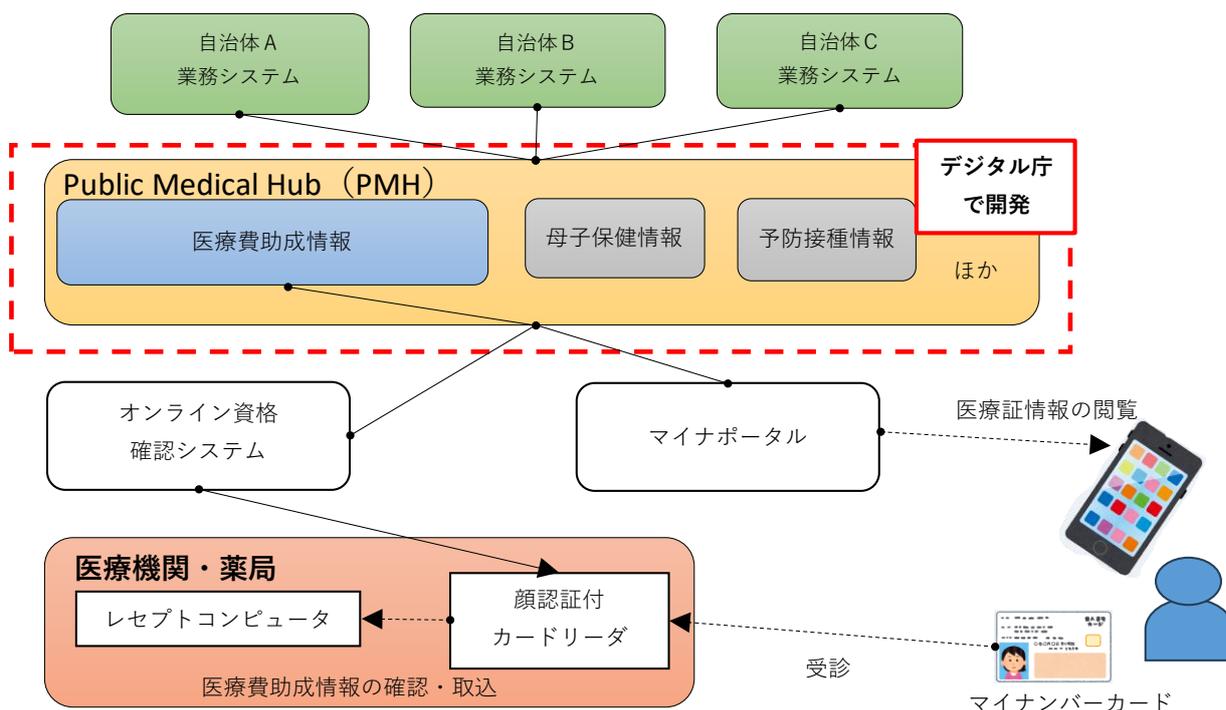


医療証のデジタル化（PMH事業）について（議案第51、52号資料）

このことについて、子どもひとり親家庭等の医療費助成において、医療証情報をPMH（自治体と医療機関、薬局間が情報を共有するシステム）と連携することで、市民がマイナンバーカードを用いて医療費助成が受けられる仕組みを構築します。

1 PMHについて



2 PMH事業で変わること

【運用開始前】・子どもひとり親家庭等の医療費助成を受けるには、医療機関受診の際に医療証と健康保険の資格が確認できるもの（資格確認証等）の両方の提示が必要。

【運用開始後】・PMHの運用開始によって、子どものマイナ保険証(マイナンバーカード)を保有している場合には医療機関での紙の医療証提示が不要となる。

※PMHに接続可能な医療機関・薬局のみ。

※紙の医療証の交付は引き続き行う。従来通り紙の医療証の提示でも可。

3 対象者

(1) 子どもの医療費助成 20,714人(令和7年5月末日現在)

内訳：乳幼児 6,061人

義務教育就学児 11,155人

高校生等 3,498人

(2) ひとり親家庭等の医療費助成 440人 (令和7年5月末日現在)

4 予算 (令和7年度)

(1) 予算額 2,947,000円

(2) 予算科目 (内訳)

03款 民生費 02項 児童福祉費 01目 児童福祉総務費

10節 需用費 (周知用色上質紙購入費 12,000円)

11節 役務費 (周知用SMS送信料 935,000円)

12節 委託料 (チラシ作成委託及びシステム改修委託 2,000,000円)

(3) 予算措置 令和7年度一般会計当初予定にて予算措置済

5 スケジュール

令和7年9～12月 医療証一斉送付時(子どもの医療は9月、ひとり親家庭等は12月頃)に対象者にチラシ等で制度周知。また、市ホームページ及び各種SNS等においても周知予定

令和8年4月 PMH運用開始

担当課 子ども家庭部子ども子育て支援課